

令3 香南市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和3年2月8日

香南市監査委員 岩本 淳
同 有岡 正博
同 馴田 文雄

令和2年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準(令和2年4月1日制定)に準拠した。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間 令和2年11月5日から17日まで

3 監査の対象事項

令和元年度 負担金補助及び交付金(市単独補助金)のうち、監査委員が選定したもの

4 監査の対象課

企画財政課、地域支援課、福祉事務所、高齢者介護課、人権課、健康対策課、環境対策課、上下水道課、農林水産課、商工観光課、建設課、消防本部、学校教育課、こども課、生涯学習課

5 監査の着眼点

(1) 財政援助団体関係(市単独補助金)

ア 財政的援助の決定は法令等に適合しているかどうか。

イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かどうか。

ウ 団体の事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するかどうか。

6 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

1 財政援助団体関係

今回の監査は、財政援助団体等関係について関係書類の審査を行うとともに、関係職員から聴取し監査を行った。

概ね規定どおり執行されているが、一部の課においては、関係書類の不備・不足が散見され、組織内のチェック体制が十分機能していない状況が見受けられた。

また、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらを踏まえ、根拠法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 支出負担行為について

補助金交付における支出負担行為については、香南市財務規則（以下「財務規則」という。）第47条で支出負担行為として整理する時期として「交付決定のあったとき」と規定されている。

しかしながら、本監査において支出負担行為の日が交付決定日と異なるものが散見された。

また、財務規則第45条第2項で、「支出負担行為を変更し、又は取り消そうとするときは、支出負担行為変更票によらなければならない。」と規定されているが、補助事業者より変更申請があり、補助金変更決定通知は交付しているが、支出負担行為変更を行っていないケースが見受けられた。

今後は、補助金交付における支出負担行為事務の規定を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

（該当課 健康対策課、学校教育課、生涯学習課）

(2) 補助金額の確定及び戻入について

補助金額に関しては、香南市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）第15条第2項で、「補助金の額は千円止まりとし、千円未満の端数は切り捨てる。」と規定されており、千円未満の補助金を交付する場合は、それぞれの補助金交付要綱で規定する必要がある。

しかしながら、本監査において、当該補助金交付要綱で規定されていないにもかかわらず千円未満の端数を切り捨てずに交付額確定を行い、その確定額により戻入処理を行っているケースが、複数の課で見受けられた。また、戻入処理においては、当該年度内の処理が出来ておらず、翌年度での戻入となっていたことも確認された。

今後は、補助金検査及び確定時において根拠法令に留意し、必要に応じて要綱の見直しを行われたい。

（該当課 農林水産課、福祉事務所、生涯学習課）

(3) 香南市農業公社管理運営事業費補助金について（農林水産課）

当該補助金は、香南市農業公社の運営に係る経費についての補助金交付であるが、補助金変更申請において、変更申請書に添付されている事業実施計画書に具体的な変更に係る内容の記載がされておらず、変更の必要な理由が明確となっていない。

また、変更申請書には物品購入契約書の写しが添付されているが、購入契約日が変更申請日以前の日付となっており、事後の申請となっている。

補助金交付決定の過程において、補助申請内容の審査は、補助金の事業実施に当たって、その公益性及び適格性を判断しなければならない。

当該変更申請における審査の内容について、申請書及び交付決定における回議書では、判断内容を確認できなかった。

補助金という公金を取り扱う以上、補助事業者はルールを遵守する必要がある、所管課は補助事業者が適正な事務処理を行うよう指導することが必要である。

今後は、補助事業者からの申請書類等の精査と根拠法令に則った適正な事務処理に努められたい。

(4) 香南市環境制御技術高度化事業費補助金について（農林水産課）

当該補助金は、施設園芸への環境制御技術の導入に要する経費に対する補助金交付である。

交付決定時の回議書作成において、複数の補助事業者からの申請にもかかわらず、氏名の記載は1名のみで他の申請者は他何名として記載し、補助申請額においても、数名分を合計した金額で申請額としているため、各申請者の氏名や申請金額等の個別の内容が回議書では確認できない状況であった。

回議書の決裁区分においても、申請者毎の申請額での交付決定でないことから、香南市事務決裁規程に規定されている決裁区分とは相違している。

また、補助事業者からの交付申請書においても不備が散見され、補助金検査調書兼確定書における検査職員が行うべき立会検査を立会職員が行うなど不適切な事務処理となっている。

回議書は、決裁者が行政としての意思決定をするために内容を説明する公文書であり、決裁における必要事項を明確に記載する必要があると考える。

今後は適正な回議書作成に努め、課内のチェック体制についても見直しを行われたい。

(5) 香南市企業等人権問題連絡協議会補助金について（人権課）

当該補助金は、香南市の企業等人権問題連絡協議会が行う事業に対する補助金交付である。

本監査において、交付決定額に交付決定前に支出のあった補助対象外経費が含まれており、補助金検査調書兼確定書における交付決定額に誤りがあることが確認された。

補助金検査調書兼確定書は、交付規則第15条第1項に規定されており、補助事業が適正に行われ、補助対象経費が正しく計上されているかを検査し、適合すると認めるときに作成し、補助金額を確定するものである。

今後は補助金検査における履行確認を慎重に行い、適正な事務処理に努められたい。

(6) 香南市満3歳以上子どもに係る給食費補助金について（こども課）

当該補助金は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化開始に伴い3歳児から5歳児の給食費について、補助限度額を定め補助するものであり、償還払いについては、支払った給食費に対する補助である。

本監査では償還払いにおける申請書の申請額に、支払い前の給食費が含まれているにもかかわらず申請書を受付し、交付決定を行っていることを複数確認した。

償還払いでは、当該補助金交付要綱第7条で規定されている「支払った給食費の額に相当する額」を確認しなければならないが、支払い以前に交付決定を行うことは、補助要件に適合しておらず不適正である。

また、請求書の提出時に添付が必要な領収書の写しが添付されていない請求書もあり、支払いの確認が出来ているか不明であった。

補助事業における交付要綱は、補助金交付事務における取扱いの基準を定めるものであり、交付事務は要綱に則って行わなければならないが、要綱が実状に即していない場合もあると考える。

なお、監査後に所管課において、以上のことを踏まえ、令和2年度中に要綱の改正を予定していることを確認した。

第3 総括

今回の監査において、以前より指摘を行ってきた補助金交付要綱の作成及び改正、文書保存年限、実績報告書の提出及び検査調書兼確定書の作成などにおいては、改善されてきており、補助金の総括課である企画財政課からの補助金にかかるルールについての周知徹底によるものであると思われる。

しかしながら、決裁区分が所属長までとなる個人からの補助金申請の事務処理において、不備が散見され、課内におけるチェック体制に懸念を抱くものである。

補助金事務の所管課においては、課内の決裁時におけるチェック体制の強化など管理体制を見直し、関係法令の再確認を行うとともに、適正な事務執行に努めることを望むものである。